

分子病理専門医資格更新大綱

令和2年3月16日制定

令和2年4月1日施行

1. 更新申請資格

- (1) 日本病理学会会員であること。
- (2) 更新申請時に病理専門医であること。
- (3) 更新資格要件を満たしていること。

2. 更新申請時期

- (1) 分子病理専門医資格更新申請は病理専門医更新申請と同時に行うこととする。
- (2) (1)の事由により、分子病理専門医の資格更新時期に際しては、以下の通りとする。
 - (イ) 病理専門医更新申請に合わせて、下記3の更新資格要件に関する書類を提出し、分子病理専門医資格更新審査料を納入すること。
 - (ロ) 分子病理専門医認定日(4月1日)と病理専門医の資格更新申請(10月)が同年にあたる者については病理専門医更新書類を提出する際に、分子病理専門医更新申請書のみ提出することで下記3の更新資格要件を免除する。また分子病理専門医更新審査料の納入も不要とする。

3. 更新資格要件

- (1) 講習会(「分子病理専門医更新講習会」等)に参加していること。なお詳細は、別に定める。
- (2) エキスパートパネルに年3回を目安に参加していること。なお詳細は、別に定める。
- (3) エキスパートパネルに関するレポートを1通、提出すること。なお詳細は、別に定める。

4. 要綱の改廃

この大綱の改廃は、分子病理専門医制度運営委員会の審議を経て、病理専門医制度運営委員会が承認する。

附則

1. この大綱は、令和2年3月16日に制定し令和2年4月1日から施行する。